

相談支援事業所「けいちょう」を開所しました

坂井市の指定を受けて6月1日付で、相談支援事業所「けいちょう」を開所しました。

「けいちょう」では障害者総合支援法に定められたすべての支援対象者の相談に応じ、ご本人が自己決定、自己選択するための障害福祉サービスを含めた情報の提供や、サービス利用に係る手続き等の支援をします。

ご相談は、電話、来所、訪問等ご希望に応じます。

【利用案内】

営業日	平日（月～金）[但し、祝日及び、振替休日をのぞく]
営業時間	9：00～17：00

【事業内容】

指定特定相談支援	18歳以上の障がいのある方の、希望の実現や抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ご本人の状態やご要望をもとに必要な支援やサービスを組み合わせた計画（サービス等利用計画）を作成します。
障害児相談支援	障がいのある18歳未満の方を対象に計画（障がい児支援利用計画）を作成します。

「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」の作成（無料）を、随時受け付けています。

【施設概要】

施設名	相談支援事業所「けいちょう」
住所	坂井市丸岡町南横地10号44番地
TEL/FAX	0776-67-6775 0776-67-6775
メールアドレス	k-soudan@keichoukai.or.jp
指定事業者番号	指定特定相談支援事業所番号：1830900526 指定障害児相談支援事業所番号：1870900451